

建築士事務所登録事業所各位

令和5年9月1日

公益社団法人愛知県建築士事務所協会  
会長 安藤 春久

## 公益社団法人愛知県建築士事務所協会 入会金減額のご案内

謹啓 時下、貴事業所におかれましては益々ご隆昌の事とお喜び申し上げます。

日頃は、公益社団法人愛知県建築士事務所協会の事業並びに運営にご理解あるご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。

当協会は、建築の設計監理業務を行う建築士事務所が会員となり下記の目的・事業を行うため、昭和48年に愛知県より公益法人として認可された県内唯一の団体であります。平成18年12月20日に建築士法が改正され、法定団体となったことを機会に協会の社会的使命・役割が益々大きくなり国会決議のとおり、会員の増強を図ることが大切であることと考えております。

そこで、愛知県内において建築士事務所を登録されている事務所の方々に対して是非ともこの機会にご入会されますことをお薦め致します。

現在当協会ではより多くの建築士事務所の方に入会していただけるよう入会金の減額を実施することといたしました。

入会金 (現) 40,000円 → (改) 20,000円

減額期間 令和5年9月1日 ～ 令和6年8月31日

※過去に入会しその後退会している事務所も対象

ぜひこの機会での入会をご検討下さい。

以上、宜しくお願い致します。

謹白